

島原地域広域市町村圏組合基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則

平成12年3月23日規則第3号

改正 平成12年5月26日規則第5号 平成12年6月9日規則第6号
令和元年6月17日規則第1号 令和5年4月19日規則第10号
令和6年3月25日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス若しくは法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当居宅サービス等」という。）又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援若しくは法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援（以下「基準該当居宅介護支援等」という。）を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定める。

(特例居宅介護サービス費等の支給)

第2条 島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の支給を行うのは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、基準該当居宅サービス等であって、当該基準該当居宅サービス等の事業を行う者として組合の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅サービス事業者」という。）により行われるものの提供を受けた場合とする。

2 特例居宅介護サービス費等の額は、基準該当居宅サービス等について法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に基準該当居宅サービス等に要した費用（基準該当通所介護（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号。以下「居宅サービス基準条例」という。）第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。）については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号イからハまで又は第84条第1号イからハまでに該当する経費及び基準該当短期入所生活介護（居宅サービス基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。）又は基準該当介護予防短期入所生活介護（長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号。以下「介護予防サービス基準条例」という。）第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。）に要した費用については、施行規則第61条第2号イからニまで又は第84条第2号イからニ

までに該当する経費を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービス等に要した費用の額とする。第12項において「特例居宅介護サービス費等基準額」という。)の100分の90に相当する額とする。

- 3 法第49条の2第1項又は法第59条の2第1項の政令で定める額以上の所得を有する居宅要介護等被保険者が受ける特例居宅介護サービス費等について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、法第49条の2第2項の同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額又は法第59条の2第2項の同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する居宅要介護等被保険者が受ける特例居宅介護サービス費等について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- 5 第1項の登録は、基準該当居宅サービス等事業を行う者の申請により、基準該当居宅サービス等の種類及び当該基準該当居宅サービス等の種類に係る基準該当居宅サービス等の事業を行う事業所(以下「基準該当居宅サービス等事業所」という。)ごとに行う。
- 6 組合に対し、あらかじめ特例居宅介護サービス費等・特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書(様式第6号。以下「申出書」という。)を提出している基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅サービス等事業者から基準該当居宅サービス等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅サービス等に要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。
 - (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けること又は法第58条第4項の規定により指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ組合に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画又は当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。
 - (2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ組合に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービス等が当該基準該当居宅介護支援等に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の対象となっているとき。
 - (3) 当該居宅要介護等被保険者が当該基準該当居宅サービス等を含む基準該当居宅サービス等の利用に係る計画をあらかじめ組合に届け出ているとき。
- 7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サ

ービス費等の支給があったものとみなす。

- 8 基準該当居宅サービス等事業者は、基準該当居宅サービス等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 9 前項の領収証には、基準該当居宅サービス等その他のサービスについて、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 10 基準該当居宅サービス事業者は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準及び居宅サービス基準条例又は介護予防サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準（基準該当居宅サービス等の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 11 組合は、基準該当居宅サービス等事業者からの請求に対する前項の審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。
- 12 基準該当居宅サービス等事業者は、その提供した基準該当居宅サービス等について、第6項の規定により、基準該当居宅サービス等の利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、基準該当居宅サービス等を提供した際に、当該居宅要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス等事業者を支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 13 組合が法第50条又は第60条の規定に基づき、基準該当居宅サービス等に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者が受ける特例居宅介護サービス費等については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において組合が定めた割合」と、第4項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において組合が定めた割合」とする。
- 14 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けた居宅要介護等被保険者が受ける特例居宅介護サービス費等については、第2項中「100分の90」とあり、及び第3項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の80」とあるのは「100分の70」と、第4項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の70」とあるのは「100分の60」とする。

（特例居宅介護サービス計画費等の支給等）

第3条 組合が、法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は第58条第

- 1 項第 1 号に係る特例居宅支援サービス計画費（以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。）の支給を行うのは、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援であって、当該基準該当居宅介護支援の事業を行う者として組合の登録を受けたもの（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）により行われるものの提供を受けた場合とする。
- 2 特例居宅介護サービス計画費等の額は、当該基準該当居宅介護支援について法第46条第 2 項又は第58条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。
- 3 第 1 項の登録は、基準該当居宅介護支援等の事業を行う者の申請により、基準該当居宅介護支援等を行う事業所（以下「基準該当居宅介護支援等事業所」という。）ごとに行う。
- 4 組合に対し、あらかじめ申出書を提出している基準該当居宅介護支援等事業者は、当該基準該当居宅介護支援等事業者から基準該当居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ組合に届出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第 1 項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅介護支援等事業者から基準該当居宅介護支援等を受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅介護支援等に要した費用について、特例居宅介護サービス計画費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払いを受けることができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス計画費等の支給があったものとみなす。
- 6 基準該当居宅介護支援等事業者は、基準該当居宅介護支援等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 7 前項の領収証には、基準該当居宅介護支援等その他のサービスについて、居宅要介護支援等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス計画費等の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅介護支援等事業者が特例居宅介護サービス計画費等の支払いに関して、法第46条第 2 項又は第58条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準及び島原地域広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成29年島原地域広域市町村圏組合条例第 4 号。以下「居宅介護支援基準条例」という。）又は島原地域広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年島原地域広域市町村圏組合条例第 3 号）に規定する基準該当居宅介護支援等の事業の運

営に関する基準（基準該当居宅介護支援等の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。

9 組合は、基準該当居宅介護支援等事業者からの請求に対する前項の審査及び支払に関する事務を連合会に委託する。

（基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請）

第4条 訪問介護に係る第2条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）及び書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (10) その他登録に関し必要と認める事項

（基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録の申請）

第5条 訪問入浴介護に係る第2条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）及び書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (10) 居宅サービス基準条例第63条の規定により準用される居宅サービス基準条例第55条又は介護予防サービス基準条例第63条の規定により準用される介護予防サービス基準

条例第53条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

(11) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当通所介護事業者に係る登録の申請)

第6条 通所介護に係る第2条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）及び書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設も含む。）の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (10) その他登録に関し必要と認める事項

(基準該当短期入所生活介護事業者に係る登録の申請)

第7条 短期入所生活介護に係る第2条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）及び書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 当該申請に係る事業を居宅サービス基準条例第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第4項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあつては、その旨
- (5) 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、居宅サービス基準条例第151条第4項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要
- (6) 当該申請に係る事業を居宅サービス基準条例第150条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の

利用者の推定数

- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 運営規程
- (9) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (10) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (12) 居宅サービス基準条例第188条の規定により準用される居宅サービス基準条例第163条又は介護予防サービス基準条例第172条の規定により準用される介護予防サービス基準条例第138条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (13) その他登録に関し必要と認める事項
(基準該当福祉用具貸与事業者に係る登録の申請)

第8条 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る第2条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）及び書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 法第8条第12項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法（居宅サービス基準条例第206条の規定により準用される第203条第3項前段又は介護予防サービス基準条例第254条の規定により準用される介護予防サービス基準条例第246条第3項の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容）
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る資産の状況
- (11) その他登録に関し必要と認める事項
(基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請)

第9条 基準該当居宅介護支援事業者に係る第2条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）及び書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
- (12) その他登録に関し必要と認める事項
(変更の届出等)

第10条 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅介護支援等事業者（以下「基準該当サービス事業者」という。）は、次の各号に掲げる基準該当サービス事業者が行う基準該当居宅サービス等又は基準該当居宅介護支援等の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があった場合には、当該変更に係る事項について、登録事項変更届出書（様式第2号）により組合に届け出なければならない。

- 2 基準該当サービス事業者は、休止した当該基準該当居宅サービス等又は基準該当居宅介護支援等の事業を再開したときは、組合に再開届出書（様式第3号）を、速やかに提出しなければならない。
- 3 基準該当サービス事業者は、当該基準該当居宅サービス等又は基準該当居宅介護支援等の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、組合に廃止・休止届出書（様式第4号）を、その廃止又は休止の日の1月前までに提出しなければならない。

（登録の更新）

第11条 第2条第1項及び第3条第1項の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第2条第5項及び第3条第3項並びに第4条から第9条までの規定は、第1項の登録

の更新について準用する。この場合において、第4条から第9条までの規定中「(様式第1号)」とあるのは「(様式第5号)」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、既に組合に提出している次に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る書類の提出を省略させることができる」と読み替えるものとする。

(報告等)

第12条 組合は、特例居宅介護サービス費等又は特例居宅介護サービス計画費等の支給に関して必要があると認めるときは、基準該当サービス事業者若しくは基準該当サービス事業者であった者若しくは基準該当サービス事業所の従業者であった者(以下、この項において「基準該当サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、基準該当サービス事業者若しくは基準該当サービス事業所の従業者若しくは基準該当サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは基準該当サービス事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(登録の取消し)

第13条 組合は、基準該当居宅サービス等事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 基準該当居宅サービス事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。

(2) 基準該当居宅サービス事業者が、居宅サービス基準条例に規定する基準該当居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

(3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。

(4) 基準該当居宅サービス事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 基準該当居宅サービス等事業者又は基準該当居宅サービス等事業所の従業者が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス等事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス等事業者が相

当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(6) 基準該当居宅サービス等事業者が、不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき。

2 組合は、基準該当居宅介護支援等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準条例に規定する基準該当居宅介護支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。

(2) 基準該当居宅介護支援事業者が、居宅介護支援基準条例に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

(3) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。

(4) 基準該当居宅介護支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 基準該当居宅介護支援事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、基準該当居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(6) 基準該当居宅介護支援事業者が、不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

(事業所情報の提供)

第14条 組合は、第2条第1項若しくは第3条第1項の登録をしたとき又は第10条の規定による届出があったときは、長崎県、連合会その他の機関に対して、当該登録又は届出に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 登録年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 基準該当事業所番号

(6) その他組合管理者が必要と認める事項

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第15条 第4条から第9条まで(第11条第4項において準用する場合を含む。)の規定に

よる申請又は第10条の規定による届出は、介護保険法施行規則第165条の7に規定する方法により提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に掲げるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月26日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島原地域広域市町村圏組合基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則の規定は、平成12年4月1日以後に登録した基準該当居宅サービス及び基準該当居宅介護支援事業者について適用する。

附 則（平成12年6月9日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月17日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の島原地域広域市町村圏組合基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年4月19日規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式（以下、「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下、「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則（令和6年3月25日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式（以下、「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下、「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書

類として使用することができる。

様式第1号（第4条・第5条・第6条・第7条・第8条・第9条関係）

基準該当居宅サービス事業所 基準該当介護予防サービス事業所 登録申請
 基準該当居宅介護支援事業所 基準該当介護予防支援事業所

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様
 (名称)
 申請者
 (代表者の職名・氏名)

基準該当事業所として、登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
		Email				
	法人等の種類					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市					
法人の吸収合併または吸収分割における指定（許可）申請時に <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
登録を受けようとする事業所	同一所在地において行う事業等の種類	登録申請対象事業 (該当事業に○)	既に登録を受けている事業 (該当事業に○)	登録申請をする事業の開始予定年月日	様式	
	ス 居宅サービス	訪問介護				付表1
		訪問入浴介護				付表2
		通所介護				付表6
		短期入所生活介護				付表8
		福祉用具貸与				付表11
	ー 介護予防サ	介護予防訪問入浴				付表2
		介護予防短期入所短期				付表8
		介護予防福祉用具貸与				付表11
	居宅介護支援事業					付表10
介護予防支援事業					付表11	
基準該当事業所番号			(既に登録を受けている場合)		
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)		
医療機関コード等			(保健医療機関として指定を受けている場合)		

裏面に、記載に関しての備考があります。

備考

- 1 「登録申請対象事業等」「既に登録を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 3 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 4 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、基本 登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

変更届出書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

住所
申請者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

登録内容を変更した事業所等（施設）		基準該当事業所番号							
		名称							
		所在地							
サービスの種類									
変更年月日		年 月 日							
変更があった事項（該当に○）		変更の内容							
	事業所（施設）の名称	(変更前)							
	事業所（施設）の所在地								
	申請者の名称								
	主たる事務所の所在地								
	法人等の種類								
	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所								
	登録事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)								
	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等								
	備品（訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業）								
	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所								
	運営規程								
	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関								
	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床型・併設型の別）								
	利用者、入所者又は入院患者の定員								
	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）								
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号								

- 備考 1 「(参考) 変更届への標準添付書類一覧」は組合へ確認し、必要書類を添付してください。
 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後で具体的にわかるように記入してください。なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類の変更内容は、「変更内容」の(変更前)と(変更後)欄に、具体的にわかるように記入してください。

再開届出書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

住所
申請者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業の再開をいたしましたので届け出ます。

	基準該当事業所番号								
再開する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
再開した年月日	年 月 日								

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

申請者 住所
 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり事業の廃止（休止）をいたしましたので届け出ます。

	基準該当事業所番号								
廃止（休止）する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
休止・廃止の別	休止・廃止								
休止・廃止した年月日	年 月 日								
休止・廃止する理由									
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置									
休止予定期間	休止日 ～ 年 月 日								

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

登録更新申請書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

基準該当事業所に係る登録の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
事業所	事業等の種類				
	基準該当事業所番号				
	指定有効期間満了日				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市			
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき				
フリガナ					
名称					
主たる事業所の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
管理者	フリガナ			生年月日	
	名称				
	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市			

備考1 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所在地情報は、基本 登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

2 電子申請届出システムを利用する際は、「事業の種類」該当する付表を入力してください。

3 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合、付表に該当する事業所を記入してください。

別添1 誓約書

2 介護支援専門員一覧

様式第6号（第2条関係）

特例居宅介護サービス費等
特例居宅介護サービス計画費等

の代理受領に係る申出書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

住所

事業者名称

代表者氏名

以下のとおり、代理受領について申し出ます。

- 1 代表者氏名
- 2 基準該当サービス事業所名
- 3 事業所の所在地（電話番号）
- 4 基準該当事業所番号
- 5 代理受領の取扱いを受けようとする期間1年間
ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日において、更に1年間順次更新をしたものとする。